

避難施設の指定等に関する事務取扱要領

平成18年3月10日

北海道総務部危機対策室

(趣旨)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、知事が行う避難施設に関する事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）及び北海道国民保護計画によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(避難施設の用途)

第2条 この要領における避難施設の用途は、次のとおりとする。なお、一つの施設に対し用途が重複することを妨げない。

- (1) 地域の公園やグラウンドなど、武力攻撃事態等の発生に対し一時的な避難が必要な場合に、家族や近所の人の安全を確保するための場所（以下「一時避難施設」という。）
- (2) 学校や地区の会館など、冬期間、雨天時若しくは夜間又は長時間の避難が必要な場合に、身体、生命を守る場所（以下「収容避難施設」という。）

(施設の管理者)

第3条 この要領における施設の管理者は、次のとおりとする。

- (1) 道が有する公の施設
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として知事が設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）その他関係条例により北海道教育委員会が管理する財産を除くものについては、知事
 - イ 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として知事が設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他関係条例により北海道教育委員会が管理する財産については、北海道教育委員会
- (2) 上記以外に道が有する施設
 - (1)のア及びイの取扱いに準じる者
- (3) 市町村が有する公の施設
 - ア 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として市町村長が設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他関係条例により市町村の教育委員会が管理する財産を除くものについては、市町村長
 - イ 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として市町村長が設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他関係条例により市町村の教育委員会が管理する財産については、市町村の教育委員会
- (4) 上記以外に市町村が有する施設
 - (3)のア及びイの取扱いに準じる者
- (5) (1) から(4)以外の施設
 - (1) から(4)以外の施設を対象とする場合は、当該施設について事実上の管理権を有する者

(選定基準)

第4条 国民保護法施行令第35条の避難施設の基準及び北海道国民保護計画の留意事項のほか、避難施設の選定基準は次のとおりとする。

(1) 一時避難施設の場合

原則として次のアからウの要件を満たすものの中から優先して選定する。ただしすべての条件を満たしていない場合であっても、地域の実状に照らし必要と認めるときは、選定について個別に配慮する。

ア 災害に対し安全であり地域に広く認知されていると認められること。

イ 一時避難のため100m²以上を提供できること。

ウ 屋内施設の場合、コンクリート造等堅ろうな構造であること。

(2) 収容避難施設の場合

原則として次のアからウの要件を満たすものの中から優先して選定する。ただしすべての条件を満たしていない場合であっても、地域の実状に照らし必要と認めるときは、選定について個別に配慮する。

ア 災害に対し安全であり地域に広く認知されていると認められること。

イ 2m²につき1人を基準として、50人以上を収容できること。

ウ 大型車両のアクセスが可能であること。

(指定)

第5条 避難施設の指定の手続は、次のとおりとする。

(1) 状況調査

知事は、第7条による避難施設の状況調査を参考に避難施設を選定する。

なお、選定に当たり市町村長から別途意見があった場合、知事は、当該意見に配慮する。

(2) 施設の管理者への確認

知事は、選定した避難施設について、施設の管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。次号、第6条第3号及び第9条において同じ。）に対し、様式1により書面で同意を確認する。

(3) 避難施設の指定

施設の管理者から様式2による同意があった場合、知事は、様式3により避難施設として指定する。

(届出)

第6条 施設の管理者は、当該施設に関し国民保護法第149条に規定する変更が生じた場合は、以下の手続により知事に報告する。

(1) 廃止

施設の管理者は、当該施設を廃止するときは、様式4により知事に届け出るものとする。

(2) 重要な変更

施設の管理者は、用途の変更、改築その他の事由により、当該施設の現状に、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更が生じた場合、様式5により知事に届け出るものとする。

(3) その他

施設の管理者が交代したときは、知事は、第5条(2)の手続に従って同意を確認するものとする。

(調査)

第7条 避難施設の状況調査は、総務部危機対策室が行うこととし、詳細については、調査時に別途定める。

(報告)

第8条 国民保護法第184条の大都市の特例により、札幌市が避難施設を指定した旨の報告があった場合、前条の状況調査に追加して整理する。

(指定の解除)

第9条 知事は、廃止等やむを得ない理由があるときは、避難施設の指定を解除し、様式6により施設の管理者に対し通知する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、避難施設に関する業務の詳細について必要な事項は別途定める。

様式 1

(記号) 第 号
年 月 日

(施設の管理者名) 様

北海道知事 印

避難施設の指定に関する依頼について(照会)

このことについて、武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条第1項の規定により、次の施設を避難施設として指定したいと考えておりますので、避難施設として指定することについて同意願います。

なお、避難施設として指定することについて同意していただける場合は、お手数ですが、別添の様式2をお送りくださるようお願いいたします。

記

- 1 対象施設
- 2 所在地
- 3 その他

〔 部 課 グループ 〕
連絡先

様式 2

(記号) 第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

(施設の管理者名) 印

避難施設の指定について(回答)

(年号) 年 月 日付け(記号) 第 号で照会のあった、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条第1項の規定による避難施設の指定に同意します。

記

- 1 対象施設
- 2 所在地
- 3 その他

〔 部 課 グループ 〕
連絡先

様式 3

(記号)第 号
年 月 日

(施設の管理者名) 様

北海道知事 印

避難施設の指定について(通知)

このことについて、(年号) 年 月 日付け(記号)第 号により、次の施設について避難施設として指定することに同意があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条第1項の規定により、避難施設として指定します。

記

- 1 対象施設
- 2 所在地
- 3 その他

〔 部 課 グループ 〕
連絡先

様式 4

年 月 日

北 海 道 知 事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、その名称
及び代表者名 〕

避難施設に関する廃止の届出について（届出）

次の施設については廃止したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第149条の規定により届出します。

記

- 1 対象施設
- 2 所在地
- 3 当該施設を廃止した年月日

〔 部 課 グループ
連絡先 〕

様式 5

年 月 日

北 海 道 知 事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、その名称
及び代表者名 〕

避難施設に関する変更の届出について（届出）

次の施設については、避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第149条の規定により届出します。

記

- 1 対象施設
- 2 所在地
- 3 当該施設を変更した年月日
- 4 変更内容

〔 部 課 グループ
連絡先 〕

様式 6

(記号) 第 号
年 月 日

(施設の管理者名) 様

北海道知事 印

避難施設の解除について(通知)

このことについて、次の理由により、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条第1項の規定による避難施設の指定を解除します。

記

- 1 対象施設
- 2 所在地
- 3 解除の理由

〔 部 課 グループ 〕
連絡先